問 人事課 ☎072-892-0121

人事行政の運営等の状況

市の人事行政の公平性や透明性をより高めるため、現在の運営状況の概要をお知らせします。詳細はHPをご覧ください。

HP

職員の任免および職員数の状況

任免の状況（再任用職員・任期付短時間勤務職員を除く）

区分	採用	退職（R7年度）			
		定年	勧奨	死亡	自己都合他
事務職	15人	0人	4人	0人	11人
技術職	7人	0人	0人	0人	4人
消防職	3人	0人	1人	0人	2人
技能労務職	0人	0人	0人	0人	0人
指導主事	2人	0人	0人	0人	2人
任期付職員	11人	0人	0人	0人	13人
合計	38人	0人	5人	0人	32人

※採用はR7年度途中とR8.4月採用の職員数です。

部門別職員数の状況

部門	職員数	
	R7年度	R8年度
一般行政（議会・総務・税務・民生・衛生・土木等）	341人	338人
特別行政（教育・消防）	156人	154人
公営企業等（水道・下水道等）	55人	55人
合計	552人	547人

再任用職員の状況（R8年4/1）

再任用フルタイム勤務職員	12人
再任用短時間勤務職員	6人

給与の状況

給与等の状況（4/1現在）

特別職		一般行政職（大卒平均）	
区分	給料・報酬月額	区分	勤続月額
市長	909,000円	勤続30年	415,180円
副市長	788,000円	勤続25年	394,767円
議長	621,000円	勤続20年	361,591円
副議長	571,500円	勤続10年	287,382円
議員	540,000円	初任給	242,000円

※市長・副市長の給料月額についてはR8年9/17まで減額措置実施。表中の額は条例本則上の額です。

期末・勤勉手当の状況（R7年度）

区分	期末手当	勤勉手当
特別職	4.65月分	−
一般行政職	2.525月分	2.125月分

退職手当の状況（R7年度）

特別職（任期ごと）	
市長	給料月額×30／100×在職月数
副市長	給料月額×25／100×在職月数

一般行政職		
	自己都合	勧奨・定年・その他
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
加算措置	定年前早期退職者 2%～20%	
平均支給額	433万円	2,309万円

※市長の退職手当は、R4.9/18～R8.9/17の任期の期間中は不支給です。

勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況（4/1現在）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業
38時間45分	7時間45分	8:45	17:15

※休憩は12:00～12:45。
※施設など特別な勤務形態をとる職場については、始業・終業時刻が異なる場合があります。

年次有給休暇の状況（R7年度）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
18,822日	7,637日	512人	14.9日	40%

※年度途中の退職者や派遣職員、再任用短時間勤務職員等を除きます。
※総付与日数は、前年度繰越分も含みます（最大40日）。

分限・懲戒処分の状況（R7年度）

	分限処分	懲戒処分
処分件数	休職等　48件	減給等　0件
処分者数	休職等　12人	減給等　0人

研修・勤務成績の評定の状況（R7年度）

市主催研修	716人
派遣研修	113人
各機関等における研修	116人

問 課税課 ☎072-892-0121

税に関するお知らせ

■市民のみなさん

住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額について

下表の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、申告することで家屋の固定資産税が減額されます。
※土地および都市計画税の減額はありません。また、耐震改修工事の減額は、他の制度と重複適用できません。
※省エネ改修工事に伴う減額については、窓の断熱改修工事が必須で建築士等の証明が必要となります。

HP

申告書等　HPまたは、課税課へ問合せ　**申告期間**　工事完了後3か月以内

		耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）
対象となる住宅		S57.1/1以前に建築された住宅	新築後10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）	H26.4/1以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）
改修工事の要件	工事内容等	現行の耐震基準に適合する改修工事	▷65歳以上の高齢者等が居住している ▷床の段差解消、廊下の拡幅、浴室やトイレの改良等の改修工事	▷現行の省エネ基準に適合する改修工事 ▷窓の断熱改修工事（必須）、内装の断熱改修、太陽光発電装置等の工事
			▷改修後の住宅の床面積が40㎡～240㎡	
	費用	自己負担額50万円以上の工事		自己負担60万円以上の工事
減額の内容		家屋に係る固定資産税額の2分の1が減額（1戸あたり120㎡が上限）	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額（1戸あたり100㎡が上限）	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額（1戸あたり120㎡が上限）
減額の期間		工事が完了した年の翌年度分のみ		

■事業主のみなさん

給与支払報告書を提出してください

R9.1/1現在、交野市に居住する方に給与・賃金等（専従者給与・パート・アルバイト代含む）を支払った方（給与支払者）は、交野市宛てに給与支払報告書を提出してください。提出の際は「R9年度市町村に提出する給与支払報告書等の作成および提出についての手引書」等を参考にしてください。

HP

提出書類　給与支払報告書（総括表と個人別明細書）※eLTAX・郵送での提出も可能。
提出期限　R9.2/1㈰まで　**提出先**　課税課市民税係

特別徴収を実施します

特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を支払う際に従業者の市・府民税を差し引いて、納税義務者である従業者に代わって、従業者の居住する市町村に納入する制度です。また、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は特別徴収義務者として、市・府民税の特別徴収を行うことと定められています。

府と府内市町村では、全ての給与支払者を特別徴収義務者に指定し、市・府民税の給与からの特別徴収を徹底しています。詳細は、府HPをご覧ください。

HP

償却資産の申告をしてください

事業用の固定資産（土地・家屋・自動車を除く）は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。市内で償却資産を所有している個人・法人はR9.1/1現在の資産状況を申告してください。

提出書類　償却資産申告書（および種類別明細書）※eLTAXでの提出も可能。
提出期限　R9.2/1㈰まで

HP

【申告対象資産の例】
▷舗装路面、門、塀、外構工事、看板、屋外給排水設備など（駐車場・アパート経営）
▷各種産業用機械および装置（土木・建設・農業・医療用等）
▷机、椅子、ロッカー、パソコン、エアコン等の備品